

まれた状況にあること、加えて従来教員に対して積極的に学外の研究助成に応募するよう組織的に働きかけることを行っておらず、そのため煩雑な申請書類の作成を初め、予算の執行、報告書の作成、決算報告書作成など、すべてを教員個人で行わなければならないため、申請作業自体が敬遠されることなどが考えられる。

【課題・方策】 学内論叢への投稿や、学会への参加・発表などを含め、教員の研究活動を外部に向けて開拓し、その成果を問うためにも外部の研究資金を獲得する努力をすべきであろう。教員の自主性に期待して外部の研究資金を獲得するための努力が図られることが望ましいが、それだけでは外部資金獲得の努力が十分になされない可能性もある。その観点からは、総合研究所における共同研究の外部研究助成の申請は事務部門が中心となって行っており、採択件数も増えつつあることから考えて、申請の補助のための専門的部門を設けることが課題となってくる。現在の研究所事務室の強化を進めつつ、単に総合研究所の共同研究のみならず大学全体の研究全般にわたる支援的な組織と改編することも視野に入れつつ、外部の研究助成金への応募を促すための施策を検討していかねばならない。

3 研究上の成果の公表、発信・受信等

1) 研究論文・研究成果の公表を支援する措置

(C群: 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性)

【現状の説明】 本学では、以下のような刊行物を定期発刊して教員が研究成果を発表する機会を提供している。

- ・聖学院大学論叢（年2回）
- ・総合研究所紀要（年3回）
- ・総合研究所ニューズレター（年5回）
- ・聖学院大学研究叢書（ヴェリタス叢書）
- ・キリスト教と諸学（年1回）
- ・緑信叢書（年1回）

このほか、共同研究プロジェクトへの助成、学術講演会・シンポジウム等の開催なども行われ、広く研究成果の公表を支援している。また、1991年に設立された聖学院大学出版会では、大学の教育・研究活動を学外に拡げ、その学術・文化的使命を果たすことを目的としており、主として学術図書の出版を中心とする活動が行われている。

さらに2005年度からはWEBサイトを利用した「聖学院大学総合研究所 ON THE WEB」をスタートさせ、聖学院大学としてインターネット上でリアルタイムに教育、政治、社会、経済、国際等の問題を積極的に発信することが可能となっている。

第6章 第2節
研究活動と研究環境

【点検・評価】 上記のような研究成果の公表を支援する措置を通して、教員は研究成果の学内外への公表を常に心がけている。このことによって、研究活動はより広い評価と批判を受ける環境にあると言え、研究活動の活性化という観点からも重要な役割を果たしている。

【課題・方策】 研究の水準維持のためには、学内紀要誌である論叢等への投稿論文の評価を行う機関、制度の設置についても検討されるべきであろう。また、教員が外国の学会などで発表する場合の渡航費などの助成は個人研究費以外には殆どない状態であり、世界に向けての情報発信の観点からは改善の必要がある。教員の研究活動の成果を教育へと反映していくためにも、高等教育機関である大学にとっては生命線とも言えるものである。それはまた教員の研究活動の自由を保証するものでなければならないことも言うまでもない。これによって研究の充実が教育の充実へと繋がるはずである。しかし、自由であることは一歩間違えると質の低下につながりかねない危険性も孕んでいる。それを防ぐためにも、学内に、場合によっては学外研究者を含めた形での適正な業績評価制度および組織の設置の必要性を検討することが求められるが、併せて教員の研究に対する自由度も損なわれないようにしなくてはならない。単なる論文の多寡によって業績を評価するという短絡的な判断が生じる可能性もあり、制度の設置には慎重な十分な議論を重ねる必要がある。

2) 大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

(C群:国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況)

【現状の説明】 本学では、プロテスタント・キリスト教の精神と文化の伝統を継承し、それを日本に紹介する意図をもって、また本学の理念に基づいて、学際的かつ国際的、創造的かつ総合的学問の進展を図るために、聖学院大学出版会を通して出版活動を行っている。2004年4月から2006年3月に出版された書籍は次のとおりである。

- (1) A Theology of Japan—Church and State in Japan since World War II (藤原淳賀編 発行日：06/03/26)
- (2) シカゴ—大都市政治の臨床的観察 (C. E. メリアム著／和田宗春訳 発行日：06/03/25)
- (3) 人生の危機における人間像—危機からの創造をめざして (平山正実著 発行日：06/02/28)
- (4) キリスト教諸教会とデモクラシー (A. D. リンゼイ著／山本俊樹・大澤麦訳 発行日：06/02/10)
- (5) 歴史と神学〈上巻〉 (古屋安雄ほか編 発行日：05/12/)
- (6) 地域に求められる人口減少対策—発生する地域問題と迫られる対応 (平 修久著 発行日：05/03/)

- (7) A Theology of Japan 〈1〉 A Theology of Japan: Origins and Task in the Age of Globalization (H. Ohki ほか著 発行日：05/03/)
- (8) ニーバーとその時代—ラインホルド・ニーバーの預言者的役割とその遺産 (チャールズ・C. ブラウン著／高橋義文訳 発行日：04/12)
- (9) 私学としてのキリスト教大学—教育の祝福と改革 (倉松 功著 発行日：04/08/27)

国内外の大学や研究機関等の研究成果の受信については、主として総合図書館（情報センター）がその条件整備に務めている。研究成果の一次情報の受信については、国内外の大学、研究機関の発行する紀要を受け入れ、整理提供している他、本学の教員の要望に応える形で情報の収集に努めている。なお、本学の図書館に所蔵されていない文献については、国内外の大学図書館、国立国会図書館等との連携によって現物の貸借や複写物の提供を受けたり、文献送付サービスを利用して入手するなどの体制を整えている。さらに、WEB サイトにおいて国立国会図書館データベースの検索は勿論、NII 学術論文情報ナビゲータ (CiNii)、MAGAZINEPLUS、Academic Search Elite (EBSCOhost) 等の国内外の学術論文を中心とした商用データベースの検索、電子ジャーナル等の閲覧が可能となっており、インターネット上に公開されている論文等の学術情報にアクセスするための環境が整えられている。

【点検・評価】 聖学院大学出版会の出版活動は、大学の理念に沿い学問的進展を目指すものである。出版されるものは高度に学問的価値が高いと認められるものとなっている。また学校法人聖学院出資の有限会社である聖学院ゼネラルサービスも出版活動をしており、こちらは法人内の出版物を主に出している。出版会は聖学院大学の学問的レベルを維持することには大いに役立っている。いずれにしても本学ではこのような出版会を持ち、教員に研究の成果を発信できる体制が整えられていることは、大いに評価できるものである。

研究成果の受信については、教員から図書館に要求のあった印刷媒体の研究成果のほぼ8割は2週間以内に受信されること、インターネット上で発信されている情報に関しては図書館、各研究室、内容によっては自宅からもアクセスできる環境が整えられていることなどは、平均的基準を満たし、教育環境の進展に貢献していると言える。

【課題・方策】 研究論文やその成果の公表、情報発信については、先に触れたように印刷物やインターネットなど様々な媒体を提供しており、さらに出版会活動を通してそのような機会が提供されている。しかしながら、実際にどのような形で情報発信をしていくかということについては、基本的には教員個人に依存しているため、結果として十分なものになっているか否かは疑問が残る。特にインターネット上への情報発信については、教員によっては最初から断念している状況もある。このようなことから成果の公表に関しての組織的支援体制をどのように整備していくべきか、また教員の負担の少ない、分かりやすい環境の整備の方策について検討の必要がある。

有料データベースの利用については、予算等の制約から提供することができないもの

第6章 第2節 研究活動と研究環境

もあり、これは本学のみでは解決が難しい問題である。図書館同士の協力体制や国レベルの施策を含めて大きな課題である。インターネットを利用した情報の受信については図書館の努力もあり、利用環境としては大いに進展しているが、そうした情報の存在自体を教員がよく知らない場合も散見される。さらに効果的な研究成果等の情報受信を図っていくためには、図書館などが行う研究領域に即した情報提供や活用支援をさらに充実させていかねばならない。

4 倫理面からの研究条件の整備

1) 倫理面から自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システム

(C群:倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性)

【現状の説明】 近年の生命倫理やライフサイエンスの安全性の問題が様々な場面で話題となっている。本学は全体的には社会科学的な研究分野を扱うことが多い大学ではあるものの、心理学系および医科学系研究者によっては倫理問題に関わることがないわけではない。したがって、常設の倫理委員会を設けるという形ではないが、2003年度より、全学の運営組織である大学運営委員会の委嘱により、必要に応じて倫理委員会を発足させ、人間の尊厳及び人権が尊重され社会の理解と協力を得て研究の適正な推進が図られるよう、その研究計画の実施の適否等について倫理的観点とともに科学的観点をも含めて審査し、文書により意見を述べる形をとっている。倫理委員会はこれまでに2度開催されている。

倫理委員会の対象となる具体的な研究課題としては、以下に掲げるものとなるが、このような形での審査については原則として研究者自身による申し出、依頼によって行うこととしている。

- (1) 「ヒトを直接対象とする研究」及び「人体より採取若しくはヒト胚に由来する試料を用いる研究（その遺伝子解析を含む）」のうち、国又はそれに準じるものが定める倫理指針等の存在する研究
- (2) 上記のほか、「ヘルシンキ宣言」（世界医師会）、「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」（ユネスコ）、国際医科学評議会の作成した国際指針等の趣旨を踏まえ、生命倫理的観点から審査の必要性を認める重要事項

【点検・評価】 本来の姿からすれば、常設の倫理委員会を設置し、啓蒙活動などを併せて行うことが理想と思われるが、既に述べたように本学の多くの教員の研究分野、研究課題等の状況から、必要に応じて臨時に委員会を開催するという方式は、適切であり、最低限の必要を満たしているものと考えられる。また、実際に委員会の開催も多くはなく、現状では本学の体制としてやむを得ないものと判断する。

【課題・方策】 現在、この問題に関連して常設の委員会を設置することについては話題となっていな